

第3回 I R 推進会議 議事概要

1. 日 時

平成 29 年 6 月 29 日（木）13:00～15:00

2. 場 所

大阪府庁本館 5 階 議会特別会議室（大）

3. 出席者

《委員》（敬称略）

（座長） 溝畑 宏 公益財団法人大阪観光局 理事長
（座長代理）谷岡 一郎 学校法人谷岡学園 理事長・大阪商業大学 学長
井上 幸紀 大阪市立大学大学院医学研究科 教授
加賀 有津子 大阪大学大学院工学研究科 教授
勝見 博光 大阪府立大学 21 世紀科学研究機構 客員研究員
樋口 真人 弁護士
廣瀬 茂夫 一般社団法人関西経済同友会常任幹事・事務局長
宮城 勉 大阪商工会議所専務理事

〔※ 関 総一郎（公益社団法人関西経済連合会専務理事）欠席〕

《大阪府・大阪市》

坂本 篤則 大阪府・大阪市 I R 推進局長

4. 配付資料

資料 1 国の動向
資料 2 大阪府内におけるギャンブル等依存症対策
（現状、課題及び想定される取り組み）
資料 3 治安・地域風俗環境対策 検討資料
資料 4 大阪 I R の基本コンセプト（案／議事資料）
参考資料 1 第 2 回 I R 推進会議 概要

《議事概要》

開 会

○**司会** それでは、定刻となりましたので、ただいまから第3回 I R 推進会議を開会いたします。私は、司会進行を担当させていただきます、大阪府・大阪市 I R 推進局企画課参事の那須でございます。よろしくお願いいたします。

今回、委員が新規及びご交代でご就任されていますので、ご紹介をさせていただきます。

まず、建築・都市計画の専門的な観点からご意見を伺うため、6月23日付で大阪大学大学院工学研究科教授の加賀委員に新たに委員にご就任いただいております。加賀委員、一言ご挨拶をお願いいたします。

○**加賀委員** 大阪大学、加賀でございます。専門は、先程ご紹介がありましたように都市計画・まちづくりに関するところでございます。また、今後ともよろしくお願いいたします。

○**司会** ありがとうございます。

次に、関西経済連合会様におかれましては、5月29日付で専務理事が交代され、それに伴い、松村委員にかわりまして新しく関委員にご就任いただいております。なお、関委員は本日ご欠席となっており、産業部長の野島様にご出席をいただいております。

○**野島産業部長（関委員代理）** 欠席で申しわけございません。よろしくお願いいたします。

○**司会** それでは、議事に入ります前に、事務局より2点ご連絡がございます。

まず、後ろに参考資料1として、第2回 I R 推進会議の概要を事務局で整理しておりますので、また後ほどご参照をお願いいたします。

また、本日、谷岡委員から資料提供のありました「治安対策と体制」でございますが、部数の関係上、限られた数しか現在配付できておりません。また、後ほど配付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。以降の進行は、溝畑座長をお願いいたします。

○**溝畑座長** それでは、まず議事に当たりまして、資料1の国の動向につきまして、事務局より説明をお願いしたいと思います。

○**那須参事** それでは、資料1、国の動向についてご説明をいたします。

まず、1ページをご覧ください。5月10日の第2回推進会議以降、国では5月31日、6月13日、6月20日の3回、推進会議を開催しておりますので、その主なポイントについてご説明をさせていただきます。

2ページをご覧ください。5月31日の第3回推進会議での主なポイントでございます。

資料の中段にあります参入規制に関する論点でございますが、カジノ事業免許の原則といたしまして、カジノ事業については免許制かつ更新制、カジノ事業免許の主体をIR事業者に限定、IR事業者やその役員のみならず、幅広く関係者の背面調査を実施など、方向性が示されております。また、下のIR事業の運営形態といたしまして、②の経営と運営が分離される場合には、カジノ事業の運営は第三者への委託を認めず、非カジノ事業は委託契約を認可制とするなどの方向性が示されております。

次に、3ページをご覧ください。6月13日の第4回推進会議での主なポイントでございます。資料の上段にありますカジノ施設の数、規模の規制でございますが、カジノ施設の数につきましては、懸念を最小化するという観点から、1つのIRに設置するカジノ施設の数を1つに制限するという方向性が示されております。また、カジノ施設の規模の上限等の設定につきましては、2つ目の丸にありますように、カジノ施設の面積の上限（絶対値）の対象はカジノ施設のうちゲーミングエリアとし、シンガポールの法令による上限値等を参考にして定めるという方向性が示されております。

次に、4ページをご覧ください。6月20日の第5回推進会議での主なポイントでございます。まず、1の依存防止対策では、(3)入場回数の制限といたしまして、効果的な依存防止の観点から、①の日本人や国内居住外国人に対するカジノ施設への入場回数制限の導入や厳格な入場管理及び入場回数制限の実効性の確保の観点から、③のマイナンバーカードを活用した本人確認などの方向性が示されております。また、(4)入場料の賦課といたしまして、効果の科学的知見は未確立であります。公益目的への還元や安易な入場を抑止などのメリットに鑑み、外国人旅行客以外の者に対して入場料を課すといった方向性が示されております。次に、2の青少年の健全育成では、青少年の悪影響を防止する観点から、20歳未満の者につきましては、カジノ施設への入場を禁止するといった方向性が示されております。さらに、3のマナーロンダリング対策では、暴力団員等の入場禁止のほか、金融業務等の一定の取引において、取引時の本人確認や取引記録の作成・保存の義務づけなどの方向性が示されております。なお、これらの懸念事項対策につきましては、次の議事とも関連いたしますので、国へ意見や要望を行うべき点などがございましたら、次の議事の中であわせてご議論をお願いできればと考えております。

次に、最後のページをご覧ください。これは国で検討されております制度設計に対して、大阪府・大阪市としての考え方を取りまとめ、一昨日の6月27日に国へ提出した資料でございます。取りまとめに当たりましては、前回の推進会議でいただきましたご意見などを踏

まえ、IR実施法成立後の区域認定までの行程の早期明示と早期の区域認定、納付金・入場料の立地自治体への相応の配分と自治体徴収分の使途の裁量など、5項目について考え方を整理しております。

なお、本日、資料はございませんが、関西広域連合におきましても、有識者からなる関西統合型リゾート研究会を再開しております。国が検討している制度設計に対して関西として提言を行うため、検討を進めていくと聞いております。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

○溝畑座長 ただいまの事務局の説明につきまして、何かご意見、ご質問はございますか。特にないようでしたら、まだまだ質問・意見の機会がございますので、後ほどお願いいたします。

それでは、次の議事に入ります。資料2の大阪府内におけるギャンブル等依存症対策につきまして、事務局より説明をお願いします。

○井谷課長 推進課長の井谷と申します。私から説明させていただきます。

資料2、1ページをご覧くださいませでしょうか。大阪府内におけるギャンブル等依存症対策の現状と課題、それと想定される取り組みについて取りまとめたところであります。1ページには、今後、国で議論されるギャンブル等依存症対策基本法を参考に、基本的な取り組みの方向性として大きく10項目で整理しております。1番目が教育の振興、2番目が予防等に資する事業、3番目が医療提供体制、4番目が相談支援、5番目が社会復帰の支援、6番目が民間団体への支援、7番目が連携協力体制、8番目が人材の確保、9番目が調査研究の推進、10番目が実態調査の項目です。

2ページ目以降、具体的な府市の取り組みを取りまとめております。2ページをご覧ください。1つ目の教育の振興についてであります。ギャンブル等依存症にかかわる教育として、金銭管理について考える指導等を実施しておりますが、課題としては、学習指導要領等での位置づけがないため、正式な教育としての実施をすることができておりません。今後想定される取り組みの方向性については、教育、啓発活動の促進としております。

次に、予防等に資する事項ということで、細目でまずIR事業者への条件づけとしております。これについては、同じ資料の8ページをご覧くださいませでしょうか。これはIR事業者に求める依存症対策の海外事例を記した資料であります。国のIR推進会議でも検討されている項目も含まれますが、与信対策あるいは広告規制、入場料、次のページで入場制限、青少年への対策、また次のページで相談・治療、従業員教育といった項目で海外の事例をま

とめております。国の検討状況も注視しながら、我々自治体としてどういった対策をIR事業者に求めていくかが大事であると考え、こういった海外事例を参考に今後検討していく必要があると考えているところです。詳細な説明は時間の関係で割愛させていただきます。

また、2ページにお戻りいただけますでしょうか。IR事業者の条件づけの課題としては、国、自治体、IR事業者との役割分担を明確化していくということが課題であると考えています。次の府民への啓発促進については、現状では府のこころの健康相談センターがリーフレットを作成し、啓発に努めているところではありますが、やはりギャンブル等依存症の認知度はまだまだ低いと考えております。課題としては、正しい理解促進が必要であり、効果的に予防・啓発を行うためのターゲットを見極めていく必要があると考えております。今後想定される取り組みとして、有効な啓発手法を検討していく必要があると考えているところです。次に、青少年健全育成では、現状では基本的に青少年はギャンブルについて法により規制されているので、特に対応しておりませんが、課題として青少年に携わる指導員に対し、ギャンブル等依存症について正しい理解を促進していくことなどが必要ではないかと考えております。

次に、3ページをご覧ください。医療提供体制の整備であります。現在、大阪精神医療センターにおいて、平成28年8月よりギャンブル等依存症治療プログラムを試行的に実施しておりまして、記載のとおりの実績があります。課題は多くあるのですが、そもそも治療プログラムが試行的実施段階にあるということで、今の状況では普及ができないといったことや、ギャンブル等依存症患者を対象とした集団精神療法に診療報酬が加算されていない状況、そのために依存症の診察可能な民間病院がごくわずかであるといったこと、また、臨床心理士等、医師以外によるカウンセリング体制が必要であるというようなことを課題として考えております。

次に、相談支援として、4ページをご覧ください。行政として幾つかの窓口があるのですが、直接的な相談窓口としては、府のこころの健康総合センター、府の保健所、大阪市の各区の保健福祉センターで、ギャンブル問題関連の相談を実施しております。実績は記載のとおりであります。相談者の特徴として、本人が依存症であることを認めない、自覚がないといったことや、体調が悪化するものではないため、問題が生じない限り相談に来ないということが挙げられます。課題としては、まだ多くの府民の方が相談窓口を知らない、依存症患者の早期発見、早期治療のための周知が不足していることや、依存症患者への支援が不十分ということが課題として認識しているところでもあります。

次に、その他の行政が行っている相談支援を記載しております。5ページをご覧ください。課題としては、そもそもギャンブル等依存症の疑いのある方の発見やギャンブル等依存症と疑わしい方が相談に来られた場合に関係機関につないでいくということが課題で、相談の特性に応じた窓口の検討と相談スキルアップが必要ではないかと考えております。

次に、6ページをご覧ください。社会復帰の支援では、ギャンブル依存症を含む働く意欲のある方への就労・就職支援を実施しておりますが、関係機関との連携による社会復帰の仕組みづくりが課題ということで認識しております。

次に、民間団体の活動に対する支援では、海外においても自助グループの取り組みが効果的であると伺っております。ただ行政からの支援は今のところ特に実施していないという状況です。課題としては、自助グループは比較的クローズな団体も多く、活動内容の詳細な把握が十分でないといったことや、自助グループ間の連携が必要なのではないかと考えておるところであります。

次に、連携協力体制の整備として、平成27年5月に大阪アクションセンターを設置し、関係機関によるネットワークを構築しております。これは大阪独自の取り組みで、全国からも注目され、今後さらに機能強化を図っていく必要があり、関係機関の連携や情報共有をさらに強化していくことが必要であると考えております。

次に、人材の確保では、大阪精神医療センターにおいて医療機関職員を対象に、また、府のこころの健康総合センターにおいて、福祉関係等の関係機関を対象とした依存症への理解と支援方法を学ぶ研修及び事例検討会を実施しました。ただ、対象職員の職種上、何度も職場をあけるということは難しく、実施回数には限界があるというのが現状であります。

次に、7ページをご覧ください。調査研究の推進ということで、やはり海外に比べ調査研究が立ち遅れているという状況で、ギャンブル等依存症の調査研究の推進が必要であると考えているところであります。

最後に、実態調査では、厚労省が調査を実施しておりますが、地域別の数値が公表されておらず、詳細な実態把握が必要ではないかと考えております。

そのほか、ギャンブル等依存症対策を推進していくために関係機関が連携した検討会議の設置や、依存症対策予算として、入場料・納付金の一部を依存症対策に有効活用するための方策を検討していくことが必要であると考えております。

資料の説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○溝畑座長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明に関連しまして、谷岡

委員からご提案がございます。谷岡委員、説明をお願いします。

○谷岡委員 皆さまのお手元に「ギャンブル依存症への対応一段階・ステップー」と、その裏に、「ギャンブル依存対策への関与」というのが2つございます。

まず、表のギャンブル依存症への対応から見ていただきますと、教育、予防、相談（カウンセリング）、治療〔強制措置〕、アフター・ケア、これらについては本人に関して、そして家族に関しては協力体制・サポート、以上の6つのステップに分けました。そういったステップの中でそれぞれどんな対策がとられるべきか、とるべきか、またあり得るのかということをもまず考えますが、それを考えるに当たってその裏をご覧ください。

ギャンブル依存対策への関与というときに、地方自治体はどれだけ関与すべきなのか、民間はどれだけ関与するのか、それから国はどうか、先程ギャンブル依存症の自助グループに対しては、今、行政はまだ援助していないという報告がありました。では、国がするのか、それとも民間事業者か、IR事業者がその民間グループやNGO、NPOグループに補助をしていくのかと、そういったいろいろな関与の仕方があります。それがまだ明確な哲学が決まっていないがゆえに、国に対して早急にどこまでは国がやる、どこまでは民間がやるべきだ、そしてどこまでは地方自治体の責任だということをもう一度はっきりお願いし、要望の中で、まずギャンブル依存症対策への哲学をはっきりして欲しいと、それによって府や民間は一体何をすればいいのかをはっきり提示して欲しいと言っていくべきだと思います。

上に書いてあるのは単なる例示です。広告規制を出すのはどこがやるのか、イクスクルージョンプログラムはどこがやるのか、先程従業員教育の話もありましたが、それはおそらく民間事業者がやるでしょう。先程自助グループがそれぞれ協力し合うべきだという報告がありました。皆さまに知っておいて欲しいのは、自助グループや治療グループの中にもいろいろなところがあります。その中には、例えばフィリピンまで連れて行って無理やり隔離してという、お金持ちグループを相手にした民間グループも実はございます。そういうプログラムもありますので、どこまでどういう理由で補助をするのかということや、将来、完全に横のつながりや協力体制が敷けるのかどうかということは、別の問題だとお考えください。

以上です。

○溝畑座長 ありがとうございます。次に、井上委員からもご提案がございます。お願いします。

○井上委員 ありがとうございます。谷岡委員からは、民間なのか、地方自治体なのか、国なのか、どこがどういう形で関与していくのかというお話をいただきましたが、私から少し

エリアと目的を明確化して対応したほうがいいのではないかということについて、お話をさせていただきたいと思います。

資料が一枚、お手元にあるかと思います。大きな話からしますと、ギャンブル依存症対策の推進には、まず大阪府内の関係機関が連携して、相談、治療、支援、研究などを総合的かつシームレスに取り組む必要があるのではないかと思います。そこには、先程、大阪府からシンガポールや韓国などにおける様々な事例の紹介がありましたが、今後50年、100年を見据えて、更に新しいものを導入していく。すなわちICTなどを利用して、夢洲、IR、カジノなどの来訪者から、行動情報などを収集することでカジノ関連問題の早期発見、早期対応が行えないか。また、それを研究活動に還元することで、新たなギャンブル依存症対策の開発ができないかということを少し述べさせていただきたいと思います。

少し具体的に言いますと、左下の図ですが、一番狭いエリアとしては、やはりカジノエリアの中で何らかの対策をすべきであろうと思います。個人的には、たたき台として、まず最先端の顔認証プログラムや排除プログラム、こういうものを複合的に利用することによって、最先端の入場確認やそれによる遊技規制などがかけられないか。また、最近、スロットマシンなどは、コインではなく普通にデータ、メンバーズカードによる仮想チップの管理、でやっていますけれども、例えばコインを使うようなテーブルゲームにおいても、仮想チップにして個人認証をすることにすれば、行動履歴、取引履歴が全て収集できますので、実際に賭けた額や行動を含めた依存症者、その予備群を早期に発見できるのではないか。またそれに対して、データによる強制遊技排除などで対応ができるのではないかという、狭いエリアにおける対策が一つ考えられます。

また、夢洲は島であり、比較的クローズドなエリアでもございますので、そこでできればICTやAIなどをフル活用した上で、カジノに来た方だけではなく、カジノに来られない来島者にも何らかのご協力をいただく、そのためには何らかのメリットを与える、例えば、マイルのように島内でご使用された額に応じた何らかのバックもあるかもしれないですけれども、カジノだけではない行動について情報をいただくようにする。スポーツをする方、映画を見る方、アルコールをどれぐらい飲まれる方など、どういう方がどういう形でカジノに関わるのか関わらないのかという、大きな意味での行動把握ができれば、行動研究などから依存症に至る過程を探ることにより、ギャンブル依存症対策に何らかのフィードバックができるのではないかと考えております。

また、基本的に、特に日本人の場合は大阪の夢洲から出て府内もしくは全国に行かれるわ

けですので、そういう意味では、最終的なギャンブル等依存症対策については、少なくとも大阪府内全域もしくは国を挙げての対策というものが必要になると思います。この件に関しましては、先程資料でお示しされたものとかかなりの部分でだぶっていますが、同じように少なくとも10項目程度の対策を大阪府域においても行っていくのがいいのではないかと思います、まず、1つのたたき台として資料を提出させていただきました。

よろしく申し上げます。

○溝畑座長 谷岡委員、井上委員、ありがとうございました。

依存症対策につきましては、今、国でも基本法案の提出について、野党のところで歩調が合わず、法案の審議に至っておりませんが、各省で連絡会議を開いて詰めていっているということがございます。今、大阪府市がこれまでやってきたこと、それから課題認識、そして谷岡委員、井上委員からもご提案がありました、それらを含めましてご意見を申し上げます。また、国がこれから制度設計をしていくうえで、今回、我々大阪府市も官房に対して政府要望という形で行ったわけでありましたが、他にも大阪府市として要望していく場合のポイントなどについて、ご議論いただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○宮城委員 ギャンブル依存症対策につきましては、大阪商工会議所の中で議論をしていて最も懸念の強い課題であると思っております。政府はIR推進会議で万全の対策を講じていると言っていますが、IRのギャンブルだけではなくて、この依存症対策については様々なことを入れた総合的な抜本的な対策が必要であり、IRだけに関しての依存症対策では不十分だと思っております。

資料2の大阪府内におけるギャンブル依存症対策について、国と地方自治体、民間の役割分担がまだ明確でないし、また財源の問題もクリアでないことも事実ですが、やはりギャンブル依存症対策は、このIRの議論をする上で一番肝心要のところだと思いますので、大阪府としても徹底して総合的で抜本的な対策をとるという基本的な姿勢をきちんと打ち出す必要があるのではないかと考えています。

少し細かいところで、想定される取り組みの中に、充実、連携などが書いてありますが、従来ある政策の延長線上でこのギャンブル依存症対策を考えるのではなく、井上委員からもお話がありましたが、総合的かつシームレスな新しいいろいろな仕組みも入れて、このギャンブル依存症対策については府としても万全の構えでいきますということを引きちと打ち出していきたいなと思っております。ここのところをしっかりと打ち出していくと、次のいろいろなところの議論も非常にしやすいと思います。

以上でございます。

○溝畑座長 ありがとうございます。

この推進会議の1回目の時、そしてまた、安倍総理のIRのスタンスの中でも、メリットを最大に引き出して、国民の皆さまが懸念を持っているものを最小限に抑制すると強くおっしゃっておりますので、今、宮城委員が言ったような趣旨については、推進会議の中でも明確に位置付けて、きっちりと府民・市民の方にその姿勢が伝わるようにしていきますので、ご理解いただきたいと思います。

そのほかどうでしょうか。

○廣瀬委員 先程、お話しすべきでしたが、お手元にありますように、昨日、緊急要望として、関西経済同友会からIR実施法案についての提言を公表致しました。昨日提言したばかりですので、事前の配付には間に合わずに恐縮でございます。先程の大阪府市から出した要望と似た提言であると、どこかの新聞に書いてありましたが、違うところもありますので、かいつまんでお話ししたいと思います。

資料を開いていただきまして、要望1から4まで4つ書かせていただきました。1つ目は、国と地方との税収比1対1を要望しています。シンガポールは都市国家ですから、全部国が徴収するということになると思います。しかし今回、我々自治体がやるべきことも沢山あるという中で、カジノ税を取る場合は、その半分は自治体が持って、例えば芸術文化振興やMICEの振興などの財源に回していくべきだということです。税率につきましては今後決められると思いますが、海外との競争に負けては意味がないので、十分に低い率であるということが望ましいと思っております。また、法人税等の関係もありますが、私どもはシンガポールの例なども十分に参考にしてもらいたいと思っております。

要望事項の2つ目ですが、これはギャンブル依存症に関しての話です。カジノ入場料はやっぱり取るべきで、それを依存症の対策に充てるべきだろうということでございます。カジノ入場料につきましては、取るのは日本人だけということで、海外から来る人は想定しておりません。ギャンブル依存症の対策も日本人向けに行うということです。これも先程大阪府さんからもご指摘がありましたように、自治体やることは沢山ありますので、そういう財源にしっかり回していくべきだろうということでもあります。

要望事項の3つ目ですが、IR事業者に対しては借地を原則とするということで、これは前回は申し上げたとおりです。夢洲は、長期的なまちづくりが非常に重要です。これに対して用地を分譲してしまうと、転売されたりしてまちづくり全体がうまくいかないということ

もあり得ます。I Rの用地は、立地自治体や、S P Cなどがあつた場合は地元優良企業の所有を考えていますが、基本的に土地は、自治体あるいはどこにも逃げないというところが持つべきだろうと思っております。

要望事項の4つ目ですが、大阪府市の要望にもありましたI R実施法の早期成立ということで、一番懸念されるのは万博です。2025年に万博が来た場合に、それを開催している横でまさか建設は行えないですから、2024年には開業していないといけない。そういうことから逆算して、早期にI Rが開業できるようにしてもらいたいと、この点は特に大阪としてはきっちり要望しておくべきかと思えます。

以上です。

○溝畑座長 ありがとうございます。この要望の1、2、3、4につきまして、大阪府市が出しましたものと重複しているところもございますし、また、私も府市と一緒に内閣官房と何度か調整をやっている中ですが、坂本局長からこの要望につきましてもしご意見がございましたらお願いします。

○坂本局長 ただいま座長からお話がありましたように、私ども大阪府市といたしましては、資料1の最後につけておりますとおり、去る6月27日に制度設計ということで意見書を出しております。書いてございますように、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、地域経済の振興に寄与するとともに、収益が社会に還元されるといった観点や、地域における創意工夫や民間活力を生かした取り組みといった観点で、意見を出しています。

内容的には、関西経済同友会の提言と重なるところが多々ございまして、1点目は時期の問題、それから2点目は同じですけれども、やはり私どもとしましても納付金、それから入場料について立地自治体に相応の配分、1対1ということで考えてございます。あと3点目としましても、世界最高水準のI Rを実現するという観点からの制度設計というのもしっかりお願いしたいということも記載してございます。

全体として、今回、関西経済同友会の内容と、問題意識としては概ね共通しているのではないかと認識しております。ただ若干、要望事項の4点あるうちの3点目の借地のところの項目につきましては、土地を所管する大阪市港湾局の立場で申しますと、売却なのかあるいは賃貸なのかということについては、様々なメリット、デメリットを踏まえた議論を深めていく必要があると思っております。そういった意味では、現時点において、私どもとしては、賃貸というスタンスに必ずしも立っているわけではございませんが、これは今後議論を深めて調整していく必要があると認識をしております。

以上でございます。

○溝畑座長 このように大阪府市、経済界一つになって、我々にとってメリットがきっちり引き出せるような形で要望等をしていきたいということでございます。

それでは、依存症対策について議論を少し深めていただきたいと思いますので、今、いろいろと出ました依存症対策に絞ってご意見をいただけないでしょうか。

○勝見委員 ギャンブル等依存症対策に絞って、意見を述べたいと思います。

そもそもIR推進法が昨年末に通って議論が深まってくる中で、1つメリットがあるとするならば、依存症という社会問題に対して焦点が当たったということだと思っています。ここ一、二年の依存症に対する国民の関心の高まりというのはすごいものがあり、それはこれから起こるIRの中のカジノがもたらす依存症の問題ということもあるのですが、そもそも今現存する依存症というものが注目を浴びていると思っています。既に厚労省の研究班が主導して行った調査結果にも、平成25年で5.数%、今年で2.7%ぐらいといった数字が出ていました。実際に依存症と思われる方が、それだけ国民の中にいるというこの厳然とする事実に対して、どう捉えるかということで、国では、既にIR法案とは別の法体系でギャンブル依存症対策基本法を議論し、各党でも議論を進めているという現状があります。

では、大阪に翻って考えた場合に問題となってくるのは、既存のギャンブル等という等は一体何なのか。例えば、それは現実的には公営ギャンブルであり、パチンコの問題もあるでしょう。場合によっては、オンラインゲームであったり、スマホなどにあるソーシャルゲームも、昔、ガチャなど問題になりました。そういったアディクションのある全てのゲームに関して網をかけなきゃいけないかもしれないですし、そういったところについて、まずどこが対象なのかということを確認した上で、このIRの問題と全体の問題というのをごっちゃにしてここで議論するというのは乱暴な話かなということもあるので、できれば大阪府市としても、要するにギャンブル等の依存症対策の問題とIRの問題というのは、少し並行して2つの観点で進めていくべきではないかと感じています。

今あがってきているカジノの問題は、まだ存在していない問題であり、これをどのように対策していくかということについては、他の海外の事例などを見ながら制度設計していく話となります。一方、現存としてある問題は、今すぐ対応しなければいけないものなので、このあたりの区分けというのは大変重要ではないかと思っています。

○溝畑座長 ありがとうございます。樋口委員、お願いします。

○樋口委員 私も勝見委員と同じような考え方を持っておりまして、懸念材料としてIRの

中のカジノ、特にギャンブル依存ということが懸念事項とされておりますけれども、井上委員の提出資料にありますとおり、やはり I R、カジノはエリアが限られているため、メリハリをつけた対策を行うことで、より効果が大きくなると思います。

私は、東京都で青少年・治安対策本部長という立場にありました時に、青少年問題の一環として、ソーシャルゲーム等の依存という問題にも取り組んでおりましたが、今、勝見委員からご指摘がありましたとおり、この会議の場で、依存症について必要以上に幅広く取り上げること、例えば、ソーシャルゲーム等の依存という問題も、必要があれば議論すべきですが、必要もなく、あるいは I R との関係で必要とされる範囲内で議論するのであれば良いのですが、それだけを深く掘り下げて議論することについては、いかがなものかと思えます。また、カジノ等の等というのがどこまで含むのかということにも関連しますが、インターネットの依存症対策と、エリア限定のカジノの依存症対策とは全く異なるアプローチ、議論が必要であろうかと考えます。もちろん依存症全体について、総合的な対策を国で進めるということは意義があることで、それを否定するものではなくて、むしろ積極的に進めるべきものであると私も考えますが、この場の議論としては、I R 誘致に伴うギャンブル依存症対策という目的を明確化しメリハリのある対策を行う、そういう議論をすることが重要であると思えますし、この会議ではそれを重点的に議論することで、効果的な対策が現実味を帯びるのではないかと考えております。

繰り返しますが、幅広く総合的な依存症対策について政府全体で取り組む、そして大阪府・大阪市や民間事業者の方も、それに取り組むことを否定するわけではなく、むしろ進めるべきだということを強調しつつも、やはり I R 誘致に伴うギャンブル依存症対策については、目的を明確化してメリハリをつけることによって効果の大きな対策が実現できると、私はそのように考えております。

○溝畑座長 ありがとうございます。その他、委員の皆さま、ご意見どうでしょうか。

○谷岡委員 皆さまから忌憚のないご意見をいただきましたことは大変参考になりました、ありがとうございます。

勝見委員がおっしゃった2.8%という厚労省が今出している数字は、いわゆる今までのパソロジカル・ギャンブリングとプロブレム・ギャンブリング両方を含んだ数字でございます。そのうちパソロジカル・ギャンブリング、すなわち昔で言うところの病気と言えるレベルはどのぐらいなのかという数字は実は出ておりません。ですから、そういった数字はきちんと出していただく必要があります。そして最近の調査によりますと、シンガポールなどでは顔

認証やセルフエクスクルージョンが随分効果を上げまして、何と0.2%まで実は下がっております。

ただ懸念される材料は幾らでもございまして、勝見委員がおっしゃいましたオンラインゲーミングですが、実はアイルランドとイギリスにおいては、オンラインゲーミングの売り上げが普通のゲーミングの売り上げを超えました。そして、スポーツベッティングがイギリスでは53%に達しました。カジノは16%だけです。オンラインゲーミングの時代になると、どれだけ子供達のカジノの入場を規制したとしても、オンラインでできる世界というのが必ずあり得るわけです。ということは、オンラインで青少年がこういうものにのめり込まないように、どのようにチェックするのかという体制は、まず大阪独自でもいいから考えるべきだと思います。

また、オンラインゲーミングが認可されるかどうか今のところ分かりませんが、少なくとも、アメリカのルイジアナ州ではこういう事例がございました。青少年に対して、つまり21歳以下に関しては、厳密に入場を規制して成功したのですが、何が起こったかという、学校で大人の真似をしてポーカーを始める人達が出てきました。本当です。つまり、ギャンブルの正式な場所に入り込む人間はいなかったのですけれども、学校の中で、仲間内でポーカーを始める人達が結構増えたということです。それがいいのか悪いのかは全く別の議論ではございますが、ビットコインでもお菓子でも何でもいいから賭けて、そういうことを始めるということがあり得るということだけは皆さま気をつけておいてください。私は仲間内で賭けるのは別にそんな悪いことではないと実は常々思っておりますが、そういったところです。あと、スポーツベッティングというのもまた出てまいりますから、必ず気をつけていただきたいというのが1点目です。

もう1点は、資料2の3ページ目に、診療報酬が加算されないというところがございまして、これは昔から言っていますが、診療報酬が加算されない理由の一つは、実は保険の治療が認められていないからなのです。誰でもかかる病気だっというのであれば、きちんと保険の対象にしなければダメです。ですから、ギャンブル依存症という病気に対する治療や相談、その他においては、保険医療の適用を考えるということを、少なくとも要望していただければ大変ありがたいことです。

あと、言いたいことが幾つかございましたが、また後で思い出したら言いたいと思います。どうもありがとうございました。

○溝畑座長 その他にございませぬか。このIRの議論をするに当たりましては、国でも法

案の附帯決議の中で、きっちりとした依存症対策は国を挙げて取り組むということが入っております。先程、勝見委員や樋口委員からお話がありましたけれども、I Rというのは、私が思うに、メリット、デメリットを総合的にきっちり判断しながら、最終的に大阪府民・市民の皆さまにとって何がベストであるか、どのようなメリットがあるかという議論になっていくと思います。特に、国として総合的かつ抜本的に対策を進めていくというところとしっかり連携を取るという部分と、先程、樋口委員からありましたけれども、このI Rという事業が持っている特性としてエリアが限定されていること、そして、それに伴ってメリハリの利いた対策ということをしっかりと我々の中に問題意識を持っていく。国に対しても、そういったことを踏まえて要望していくという形で進めていくのがいいのかなと考えております。

それから、先程、谷岡委員から、要望につきまして、診療の話もございましたが、皆さま、ぜひこの会議が終わるまでの間に、国への要望等の議論がございましたら、積極的に意見を言っていただければと思います。

それでは、次の議題、資料3の治安・地域風俗環境対策につきまして、事務局から説明をお願いします。

○井谷課長 引き続き、私から資料3の治安・地域風俗環境対策検討資料についてご説明いたします。

I R誘致に伴い、周辺治安・地域風俗環境の悪化が懸念される声もありますが、やはりI R開業により国内外からの観光客が増加するということは間違いなく、そのことにより犯罪やトラブル件数の増加が懸念されることから、万全の治安対策を講じることが必要であると考えております。本日、この資料は、大阪府警のご協力を得て、また、樋口委員にもご助言をいただきまして作成しました。大きく課題として9つの課題を挙げております。その課題に対し、検討中のものも多いですが国での対策、それと自治体としてすべきこと、またその中でも大阪府警としての対策、それとI R事業者に求めていく対策、そういった例ということで記載させていただいております。

まず1つ目は、マネーロンダリングなどの組織犯罪対策の強化であります。これについては、国のI R推進会議で特にマネーロンダリング対策について議論がなされているところであり、大阪府市としてはI R事業者との情報共有の徹底、府警においてはマネーロンダリングなどの犯罪収益対策の推進、I R事業者には本人確認及び入場規制の徹底、取引録の作成・保存、疑わしい取引の報告、警察等の情報共有の徹底などをしっかりと求めていくことが必要なのではないかと考えております。

次に、暴力団等反社会的勢力対策ということでは、国においてはいわゆる I R 実施法でカジノへの入場規制等の対策が検討されております。府市としては広報などを通じて反社会的勢力の排除の取り組みを行うこと、また、府警では取締り及び排除対策の推進、また、I R 事業者には本人確認及び入場規制の徹底などを求めていくことが必要ということでもあります。

また、3つ目の国際テロ対策では、特に府警では情報収集、警戒警備、国際海空港対策等の各種国際テロ対策を推進していくこと。また、I R 事業者には自主警備の徹底、自動検知システム等導入された高性能のカメラ等の設置といったことを求めていくことが必要であると考えております。

また、次に、犯罪抑止対策では、府市においても巡回の実施あるいは防犯環境の整備またはサイバーセキュリティ対策の強化などが必要であり、府警においては発生する犯罪に対して適切に対応していくことや防犯環境に係る対策を推進していくことが必要です。また、I R 事業者には民間警備員の配置や警察との情報共有の徹底などを求めていく必要があると考えております。

次の地域風俗環境の悪化についても、犯罪抑止と同様の対策が必要であります。府市の取り組みに記載しております自治体、府警、I R 事業等で構成する地域連絡協議会を設置して情報共有の徹底を図っていく仕組みが必要であると考えています。

次に、来日外国人の増加に伴う対応では、府市、府警とも言葉の壁が課題です。それぞれ通訳体制の強化や通訳人の確保など、来日外国人への対応力強化が必要であり、また、I R 事業者には来日外国人への対応に必要な施設の配置や様々な言語に対応するスタッフの配置、苦情処理窓口の設置などを求めていくということでもあります。

次に、青少年対策では、国において I R 実施法で青少年のカジノの入場規制を検討中ですが、府市としては大阪府青少年健全育成条例の考え方に基づいた対応というのが必要になると考えています。

また、I R 施設周辺の交通問題については、府市としては府警と連携して交通安全施設や道路交通環境の整備に加え、路線バス等、公共輸送の確保が必要であり、府警においても道路開発に伴う適正な交通規制の実施、交通事故への迅速な対応などを行っていくことが必要になってきます。また、I R 事業者には車両誘導員の配置や需要に見合った駐車場の確保を求めていく必要があると考えております。

最後に、I R 事業者等への規制として、国において I R 事業者の適格性審査や従業員の背面調査、ライセンス停止措置など、事業者の規制を検討しておりますが、府市においても一

定規制監督する業務があると想定しておりまして、府警においても I R 施設における適切な許可業務などが必要になってくると考えております。

以上、各課題に対して考えられる対策例について説明してきましたが、府市や府警における対策は、いずれも I R ができることで全く新しく発生する対策というよりは、現在行っている対策の質や量を上げて強化していくということが求められると考えております。自治体の欄の各課題に共通するものとして、警察力の強化をあげておりまして、そのための体制や予算の強化が必要であると考えております。具体的には、警察官の増員や警察施設の新設、装備費の整備などが必要であると考えております。

裏面の資料については、海外の事例を記載した資料でありますけれども、この資料を作成するにあたって参考にしたものであります。時間の関係上、詳細な説明は省略させていただきます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○溝畑座長 どうもありがとうございました。樋口委員からは、高所大所のご指導、ご助言をいただきましてありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から案が示されましたが、海外の対策につきまして、谷岡委員より資料提供と、その説明をしていただけたということでございます。よろしく願いします。

○谷岡委員 私の資料として、写真が入っているものを机の上に置かせていただきました。事前に配付できず、急に事務局から言われて用意したものですから申し訳ございません。少したくさんありますので、かいつまんでお話をいたします。

まず、1枚目をめくっていただきますと、これは1年間にどのぐらいの犯罪があるのかということで、ニュージャージー州の、ホテル・カジノでの順に事件数、逮捕者数、余罪件数が出ておりまして、逮捕者数は1年間で1,430人程度です。それで、もちろん土曜日の夜や日曜日の夜、月曜日の朝が一番多いのは、お分かりいただけると思います。

次のページをめくっていただきますと、その犯罪の内訳を見ていただけます。どんな犯罪がカジノで起こっているのかということを見ていただいておりますが、殺人は1件、実はこれは駐車場で倒れている人間が見つかったという事案でございまして、これはカジノにおける殺人ではございませんが、とりあえず殺人事件として入れてあります。見ていただきますと、いわゆる粗暴犯というのは、単純暴行や強盗、脅迫まで結構ございますが、脅迫81件と多そうに思うかもしれませんが、タージマハルのカジノに26回も爆破するぞと

いう電話がかかったという、それを全部26件と数えていますので、そういういろいろな意味がありまして、実際には財産犯の方が多いです。図表-Jにありますように、下を見ていただきますと窃盗や詐欺、イカサマ、クレジットカード関係などの犯罪があり、実は従業員の犯罪が半分でございます。それだけはきちんと明記しておいてください。後で見せますテレビカメラは、実は従業員の方を向いています。従業員の服装を見ていただければ分かりますように、必ずポケットはございません。そういったものが工夫されている、これはかなり昔の話ではございますが、これが実態だということでございます。

次のページを見ていただきます。その他の犯罪というのも890件ほどあり、その内、いわゆるマネーロンダリングや高利貸しというのは、7件、1件とございますが、この類いは実はもう今はありません。はっきり言いまして、マネーロンダリングでこの数年間、逮捕者が出たという話は実は聞いておりません。ということで、他にどういったことがあるのかと言うと、日本ではあまりないですが、海外で多いのは麻薬関係です。あと不法年齢ギャンブリングというのは、結構事件数として多くなります。やっぱり入ろうとするわけですね。ただその後、大分カメラが改良されまして、顔認証で全部分かるようになりました。また、場内をうろつく人達について、高利貸しを目的とした動き方、売春を目的とした動き方、いろいろなものが全部ソフトで入っておりますから、今のカメラのソフトウェアはそういったところまで全部分かるようになっておりますので、どうぞご安心ください。

次の4ページ目がニュージャージー州規制・管理・監視組織ですが、これは細かくは言いません。次のページから、ずっとその内情、一体それぞれの部局に何人いるのか、8ページに全部まとめておきましたが、ニュージャージー州とネバダ州の大きな違いを一つ申し上げます。それはニュージャージー州のアトランティック・シティのカジノにおいては、警官12名が常駐しております。その12名の出向者の給料はカジノホテル側が出しております。ネバダ州におきましては、事件扱いや、民間の人間が例えば防犯設備を守ったりしていろいろ通報を受けたりした場合でも、通報したらすぐ来てくれるという約束を警察当局としておりますし、実際にカジノホテルの収入がネバダ州においてかなりの割合を占めるということから、9ページのネバダ州のカジノコントロールシステムは、もともとニュージャージー州の方が後ですけども、大体このように人間が張りついているということです。

そして10ページを見ていただきますと、まず左のルーレットの覆いの上にあるのが監視カメラでございます。今の監視カメラは、手元1ミリの範囲まで全部分かります。すごい性能で無力化しようとしても全然無力化できない。しかも右のキャッシャーケージの上、ここ

が1人につき1個の、そして全体をカバーするカメラがという具合に、従業員の犯罪を防止する方が、はるかにたくさんカメラを使っているというのは言うておきます。

それから、11ページを見ていただきますと、これはシンガポールのマリーナベイサンズを上から俯瞰した図でございます。これはどこにテレビカメラがあるのかと思うかもしれませんが、下の図の棒のところの各部分に、実はテレビカメラが全部仕込んでありまして、それで分かるようになっています。

次の12ページで、チップの管理というのはこういう具合で、実は今、電子管理となっています。この間、韓国の新しい仁川のカジノにも行ってまいりましたけれども、そこでは全てのカジノチップ、全てのお札を電子認証でチェックした上で、幾らのお金がどれだけ賭けられ、どれだけ動いたかというのが全て分かるシステムがあり、ある四角のスペースの中にチップを置かなければいけない、それを置いた瞬間、どのチップが何枚あるか、20枚以上重ねると分からなくなると言っていましたけれども、それ以外だと大体分かるというシステムが今できております。

次のページを見ていただきましたら分かりますように、この左側はトランプです。このトランプは使用前のトランプの管理、使用した後のトランプの管理、これを全て通し番号付きで厳密に管理して、1枚でもなくなったらみんなで大騒ぎするぐらいの状況で管理されております。

次のページを見ていただきますと、先程、民間で民間警備員が配置されると言いましたが、民間警備員の場合、権限というのは逮捕権、また捜査権というのは限られているわけで、現行犯なら逮捕できます。暴れたりしている人は、右下の部屋にまず放り込みます。ここに放り込んで、次に被疑者というのはその左側にもう一個部屋があり、その中はきちんとマジックミラーのこちら側から見えるようになっており、その部屋に放り込みまして、きちんとどの人か特定できるようになっています。

そしてこの民間人の待合室の特徴を申し上げます。次のページを見てください。この中に右の変な機械がありまして、これは注射針や麻薬や持っていてはいけないものがあれば、この中に今入れれば無罪ですよと書いてあります。捨てるのであれば今の内に捨てなさいと、なるべくいろいろなものを放棄させるように仕向けているわけです。

次のページ、16ページを見ていただきますと、これは本日、新たにおいでいただきました加賀委員にも関係がありますが、先程、巡回をするという話がありました。その巡回において実は重要なのは、誰がどんなルートを巡回するのかということについて、はっきり名前

が分かっていること、偽物が紛れ込まないことです。そしてもう一つとても重要なことは、何分以内に現場に駆けつけることができるかです。そのために、赤いウーと回るサイレン付きのマウンテンバイクが、実はそこかしこに秘密の場所に隠してあります。誰がどこに行けと言われても、すぐマウンテンバイクを使って1分間で行けるようにしてあるというシステムです。ただマウンテンバイクは写真を撮らせてくれなかったのも、さすがにここには入れておりませんが、右にあります地図の経路というのは逃走経路です。火事が起こった時、事件が起こった時、一体どういう逃走経路で逃げるのか。実はこれは1階です。地階はどうなっているかといいますと、最後のページを見ていただきますと分かりますように、地下はかなり広い通路で、実は車が通れるように工夫していきまして、一番の近道は地下にあるのです。地下に存在する防犯設備を完備しております。このように、防犯に関しては何分以内に行けるか、誰が行くのか、どういう手段で行くのか、そうしたノウハウが山ほど積み重なっております、建築設計に関してもそこを考えたうえで建築をいたしますので、そこはぜひ頭に置いておいていただきたいと思います。

以上です。

○溝畑座長 谷岡委員、ありがとうございました。本当に知見があふれる事例紹介でありました。本当にこういう事例を見てもらいますと、先程、樋口委員からもお話がありましたけれども、エリア限定であるがゆえに非常に高度で、非常にレベルの高い治安・地域環境対策というものを実は打つことができるというのも、一つの大きな特徴として言えるのではないかということを私は感じました。

この治安・地域風俗環境対策につきまして、皆さまの質問、意見をいただきたいと思いません。一つ加えておきますと、私はこれを見まして、この内容をきっちりと議論することは、結果的に大阪が本格的な24時間観光都市をめざしていく上でも非常に大きなケーススタディーになるし、これをしっかりやれば、おそらく万博、オリンピック、ラグビーなどの時に、世界最高の治安ある、セキュリティーあふれるまちになります。IRをしっかりやることは全てにつながると、希望のかけ橋が見えたような気がしました。中身は各自自治体でいろいろな仕事がありますが非常によくまとまっており、ぜひ皆さま、このあたりにつきまして質問、意見等ございましたら、挙手をお願いしたいと思います。

○宮城委員 私からは、質問に近い問題提起となりますが、普通の大阪市民から見ると、このIRとカジノの2つを考えた時に、非常に分かりやすく言うと、IRの敷地内には警察署があるのだろうか、要するに、この地域というのは特別な地域と考えるのか、普通の日本の

国土のどの地域とも同じなのか、どうなのかと考えます。カジノに行くと、カジノは事業者が規制しますと言っても、普通の市民の感覚からいえば、問題があったら110番できる、警察官が駆けつけるものです。そのような役割分担となっている地域なのか、あるいは、IRは特別で、交番や警察官の姿を見せると海外から来た人が落ちつかないでしょうと、要するにそういうところをどう考えるか。先程、ネバダの例があったので私は少し安心をしましたが、カジノはスペシャルコントロールドエリアだから日本の警察官は安易には立ち入れない、IR事業者がいろいろな問題を処理して、それは普通には分からない、そういういろいろな対策が書いてありました。普通の市民目線から見ると、日本の警官が普通に日本の国土と同じように110番したら駆けつけてくれてトラブルを解決してくれる、交番もあるし、警察署もあるという普通の地域というのか、スペシャルなのかというところをきちんとしてもらわないと、何となく治安問題は腑に落ちないというか、よく分からないと思います。これは質問というより、問題提起や教えて欲しいという感じですが、いかがでしょうか。

○谷岡委員 ありがとうございます。大変鋭い質問でございます。

先程言いましたように、ニュージャージー州では、警官が12名常駐していますので、12のホテルを順番に巡回しているのですが、どんな些細な事件でもファイルしなければいけない、喧嘩している人間がいたら両方とも言い聞かせて終わりというようなことは許されない、つまり全部ファイルしなければいけないという状況になっています。

ところが、ネバダ州では、民間の警備会社と契約した上で、現行犯の場合は民間の警備会社が一旦捕まえて、部屋に閉じ込めてその上で警官を呼ぶという体制になっています。先程の部屋、見てもらった写真は、実はシンガポールの例です。シンガポールにおいても同じで、警官が来るまでの間、民間の人を入れておく、または別々にしか入れられない時のためにいくつかの部屋を用意して、それで当事者をきちんと閉じ込めた上で警官を呼ぶという順番になっています。

さて、日本ではどうなるのかと言われますと、おそらくシンガポールのようなシステムを取るのではないかというのが一つの予想です。もう一つ、警官の姿が見えるというのは、実は市民にとっては安心の方が大きいと私は信じております。これは実際に、アメリカでは少なくとも、パトロールの警官がいっぱい見える地域の方がみんな安心だと答えていますので、多分それは間違いないであろうと、私は一応犯罪学者ですのでそう思います。

○坂本局長 若干補足いたしますと、資料3でも地方で考える対策例としまして、確かにIR事業者に求めていく、実施されるべきものという区分もございますけれども、地方警察で

ある大阪府警という欄もございまして、今、宮城委員からご心配もございましたが、当然に日本の警察の管轄下になるものと認識しております。

○宮城委員 交番や警察がきっちりないと、何となく特別な担当のエリアはやっぱり変かなと思ひまして、普通の地域として警察が取り締まると考えていいのでしょうか。

○樋口委員 この会議が始まった初回の会議でお話ししていますとおり、私は大阪府警察を代表する立場ではございませんし、日本警察を代表する立場あるいは代弁する立場でもありません。本日は、大阪府警からかなりの高官の方が来られているので大阪府警から答えていただく方が良くと思うのですが、私から一般論として申し上げれば、日本国において日本警察の警察権の及ばないというところは原則的にありません。治外法権というところは別ですが。そこで、よほど特別な法律が政府において立法されない限りは、IRの敷地内にも日本警察の警察権は当然及ぶということであります。それから当然ですが、警察が姿を見せることによって、アメリカでも日本においても市民は安心だということでしょうから、体制に応じて、警察としても与えられた状況下の中で、できる限り、そういった形で安心というものにも寄与するというのが日本警察の姿勢だと、過去の経験から私はそのように信じております。

○溝畑座長 皆さまの意見で一つ共通して認識しなくてはいけないのは、このIRというのが24時間観光ということで、おそらく今の普通の都市における観光とは少し時間の幅が長くなるということです。ということは、それだけ治安に対して、ケアしなくてはいけないボリュームは絶対に増えてきます。それから、新たにこういう形のギャンブルを、依存性を阻却した形で許可をすることに伴って、青少年の健全育成をどういう形で、治安という観点で強化していくかということです。この2点が、おそらく従来の警察がやっていたている治安に、ボリュームや質・量を少し強化しなくてはいけないこととなります。樋口委員がおっしゃったように、そのあたりをどういう形でこれからやっていくのかということは、大阪府警と十分に連携をとりながら、あとはおそらく警察庁が、多分実施法をつくっていくうえで政令・省令の中で出してくるでしょうし、それを踏まえ、我々がつくる基本構想についての指針の中でまたそういった政策が出てくると思います。逆に、今の制度設計の中に盛り込むチャンスだと思いますので、そういう観点から他にご意見等はございませんか。

○加賀委員 今のお話を伺ってしまして、エリアマネジメントというまちを整備していくという仕組みというのが、今、日本、大阪でもやっておりますし、また欧米でも進んできています。例えば、ニューヨーク市はかなり治安が悪くなった時に、街区単位でエリアマネジメ

ントの仕組みを入れました。地域を警備する際に、警備員が警備をしているということがきちんと分かるような服装で、朝から夜、人が主に活動している時間に巡回することによって治安が良くなり、またニューヨークの観光客が呼び戻ってきてというようなことで、地域の安全と維持管理ができるようになり、賑わいにつなげていったというような事例があります。

ですので、I Rも今カジノというところで話がありましたが、統合型リゾートということでカジノ以外の機能も入れますので、そこが24時間機能するということでしたら、例えばその間安全に区域内を人が活動できるというようなことを担保するためにも、そのような安全・安心につながるような警備体制をきっちり作っていくということと、あとはそういうようなものをきっちり作るからこそ、I Rができるのだというようなところにつながれると感じました。

○溝畑座長 ありがとうございます。勝見委員、どうぞ。

○勝見委員 先程、宮城委員がおっしゃいました市民感覚という観点でいいますと、マネーロンダリングやテロ対策というのは、少しこれは想像できないといえますか、なかなかどう対策したらいいのかすぐには出てきません。やはり関心事としては、一つは青少年への悪影響みたいなものと、もう一つが組織犯罪、暴力団の排除というこの2点ではないかと思っています。前者は、シンガポールがすごくうまくやっているという感じがして、というのは、もちろん制度の中でいろいろな治安対策、犯罪対策をやるというのがありますが、そもそも建物の設計というところですごく工夫を凝らして、カジノの存在を外側から見られないようにしています。ですから、外から車で入ってきたり、歩いていても、カジノがどこにあるか分からないような設計というのを、まずガイドラインとして設けています。

もっと言うと、人がたくさん集まる場所や、子供が集まる場所からカジノを隔離するというガイドラインも設けられています。ですから、シンガポールのマリーナベイサンズに行きますと、本当に中心のどこにも入り口があるか分からないところにカジノが設定されていて、サインも基本的には外部には出せないようになっていますから、そういった形でできるだけ隔離するというような対策です。一方、セントーサは、いわゆるグラウンドレベルにはカジノはなく、全部地下です。地下に置いて直接アプローチできないようにしているなど、様々な試みがされていまして、そういう意味ではシンガポールの事例というのは大変先進的な事例として、いわゆる青少年との接触そのものを避けていくという、そういうことを考えているカジノだと思います。

組織暴力団に関してはどうやって排除できるのかと、これは逆に僕は質問として谷岡委員

や樋口委員にお聞きしたいと思います。

○谷岡委員 暴力団対策法ができてから、一応、指定暴力団というのは8万人くらい指定をされています。一番の問題は、例えば足抜けした暴力団員、つまり過去に暴力団員だったけれども、今は暴力団員ではないという人、もしくは予備群と言われている暴走族なども含めて、暴力団の団員ではないが、それを手助けしている人や企業などが、実は周辺にいろいろと存在する。そのようなうさん臭いものをどうやって排除するかというのが、実は今、美原教授に地方の代表で行ってもらっていますけれども、我々が話す時に、これはどうするかという話を常にやっております。その中で、公安で過去の犯罪を調べ、そしてまた本人の履歴を調べ、公安からこの人は入場制限せよという命令を出してもらわないと、民間ではおそらく扱えないだろうということがまず基本となっております。

もう一つの制限があるとすれば、それは例えば別府市で生活保護を受けている人がパチンコをしているので、市民からの投書によって議会で問題になり、そして最終的に別府市では、生活保護を受けている者はパチンコをしてはいけませんという条例が出ました。それを真似して、いくつかの府市でそういう条例が出ていますが、では、そこからやってきた人がカジノへ来たら、別府市の人がカジノへ来たらどうするのか。それはまた別の問題としてあるということを、答えは申しませんが、言っておきたいと思います。

答えにはなっていないかもしれませんが、以上です。

○樋口委員 これも繰り返しになりますが、私は警察を代表する者ではありません。現時点において、警察が今後のカジノを含むIRについてどういう姿勢で臨むかということも承知をしていますが、国で、暴力団員あるいは暴力団員以外でもカジノ施設の秩序を乱すおそれのある者の入場の禁止について議論されているということは承知しております。

暴力団、指定暴力団については、いわゆる暴力団対策法において明確に属性が法律で決まり、また警察が認定をしています。そういった意味で、属性要件と言っても良いと思います。しかし、平成19年に政府で「反社会的勢力」という概念を用いておりますが、「反社会的勢力」という概念には、属性要件ではなく、私の認識、個人的認識ではありますけれども、行為要件で認定しているもの含まれていると思います。行為要件という形になれば、例えば暴力団等と共犯で暴力的不法行為を行ったという形で過去検挙された者がいるとして、それがいつの事件であるのか、そういう意味で情報内容の鮮度といったものも加味しなければならないと思います。あるいは、私は、過去の経験として捜査部門が長いわけですが、仮に共犯であるとしても、いろいろな関与の仕方があるかと思いますが、共謀共同正犯もあれば、

非常に従属的な共犯関係もある。場合によれば、被害者的な立場で共犯関係にもあるという中で、捜査の必要性等々で共犯者として検挙される者もあります。警察が保有する情報というものを、どの範囲で、どのような形で、IR、特にカジノに関して、利用させるといいますか、警察当局からIR事業者にどのように、第三者機関を介してでも、提供するのか、ということについて、そのあり方を政府でよく議論していただいて、IR事業者が困らないように、あるいは情報が提供された以上は、紛議が生じた時には提供者が情報を提供したということをはっきりさせる仕組みが、私は個人的に必要であると考えております。

そういった意味で、ここの議論に入ると非常に難しい問題になります。「暴力団排除等のための部外への情報提供について」という平成25年12月19日の警察庁の刑事局組織犯罪対策部長名の通達があります。これはインターネット上でも検索で出てきますので、私が警察職員である時に職務上知り得た秘密ではございません。その通達で示された情報提供、その運用の在り方について、これまでも暴排条例等々も含めた暴力団対策を進める中で議論されてきた情報提供のあり方でありますけれども、今回、IRが議論される中で、この通達に示された情報提供の在り方について、国レベルで再検討がなされることを私は期待しております。

○谷岡委員 おっしゃるとおりですね。

○樋口委員 補足をいたしますと、暴力団員と密接な関係を有する反社会的勢力やカジノ行為に関して不正な行為を行うおそれのある者について、排除の必要性はあります。谷岡委員の言われるとおりです。ところが、その該当性は必ずしも明白でなく、外延が不明確です。法令により入場をその場で排除する対象として規定することは相当に困難ではないかと思えます。そういった意味で、事業者に対しては排除の義務ではなくて、禁止することを義務づけるということ、そういった形にならざるを得ないのではないかと私は思っております。

○溝畑座長 ありがとうございます。その他どうでしょうか。勝見委員、どうぞ。

○勝見委員 今、お聞きしていた例えば暴力団等の排除というのは、一つは取り締まりなどの形でのやり方というのが一方で、これはシンガポール政府のやり方ですが、1つは契約行為で、明らかに暴力団等との付き合いをすると不合理になるようなやり方をやっています。それはどういうことかということ、先程、廣瀬委員が土地を借地にした方がいいと言っていました、そこにつながります。要するに、シンガポールの事例というのは、政府側が土地を持っていて、土地の貸借行為として公有地の定借事業としてやっているようなものです。公有地を貸す代わりに、何か違反した時にはその公有地を取り上げますという契約をまいて

いるわけです。となると、たった一回のそういった暴力団との不正行為で、そもそもの事業を取り上げられるだけの強権的な契約になっています。そこまでの不合理的な契約が仮にできるとするならば、そういった不合理行為をまず企業がやるわけがないですから、そういったことで事前的に制限されるといったような、大阪府市が事業者との契約相手としての立場を利用して、ある程度、制限を加えたり、予防するという方法はあるという気がします。

○樋口委員 I R事業者そのものから暴力団及びその周辺者を排除するというところ、あるいはI R事業の開発をする時、例えば、建物建設等の関連事業・周辺事業から暴力団をはじめ反社会的勢力を排除するという場面では、ある程度時間的余裕があると思いますので、警察等から情報を収集することも、I R事業者を指導・監督する府や市、あるいは国レベルでもいろいろなアドバイス等を行うことも可能かと思います。しかし、I R事業が立ち上がったからお客さんとして来た時にどう対応するかという場面の議論とは分けて考えていくべきではないかと思います。前者のI R事業を立ち上げるまでの段階やI R事業を継続する上での関連事業等との関係では、その場面でも疑わしいというだけで根拠なく排除することはできないでしょうが、しかるべき根拠・情報があればI R事業や関連事業等から排除をしていくことをより積極的にというか、I R事業や関連事業等への参入を認めることに慎重に対応するというか、そういう形で反社会的勢力がI R事業や産業へ参入することを排除するという姿勢は必要だと思います。

○坂本局長 今、ご指摘いただきましたように、入場排除については、実効性のある制度設計を国でもしていただく必要があるかと思いますので、その点については国にしっかりと我々の意見を言っていきたいと思っております。

また、運営面で事業者がルールを守れないといったこともあるかと思います。この点については、おそらくカジノ事業についてライセンスの付与ということも当然出てまいりますので、その中で、国においてかなり厳格な要件を課されることで、運営も担保されるのではないかと考えております。

谷岡委員からは、入場規制に関して、大分の生活保護の話もありましたが、少し付け加えますと、シンガポールなども、資料2の9ページにもありますように、政府から財政援助を受けている者についてもこの入場制限の対象とするような事例もあるようでございますので、この点については、いろいろと議論をしっかりと深めていく必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

○溝畑座長 それでは、時間の関係がございますので、ギャンブル依存症対策と治安・地域環境対策でございますが、政府の I R 推進会議が大体 7 月下旬で終わってしまうため、我々も要望するのであればかなりスピードアップしないと間に合わないことから、もし要望等がございましたら早目に事務局に提案をしていただければと思います。

1 つ追加しておきますと、特に入場規制について、国の I R 推進会議の中では、かなり厳格にしていこうとしておりまして、例えばマイナンバーの提示をセットにするなど徹底的に入場規制をして、さっき言った依存症対策に対するデメリットを必要最小限に抑制していこうという強い姿勢があります。一方で、我々からすると、集客施設として世界の皆さまがしっかり投資をして、いい施設にしていくにあたり、この入場規制についても、ぜひ皆さままでご意見やご要望がございましたら、この会議の中でもいいですし、その後でも結構でございますので、お願いしたいと思います。

それでは、次に、資料 4 の大阪 I R の基本コンセプトにつきまして、事務局より説明をお願いします。

○那須参事 それでは、資料 4、大阪 I R の基本コンセプト案についてご説明をいたします。

2 ページをご覧ください。まず、1 番の大阪がめざす方向性でございますが、大阪を取り巻く状況といたしましては、経済低迷や人口減少、高齢化社会、訪日外国人の増加などがあり、右にあります大阪の課題といたしましては、1 人当たりの低い GDP や大規模 M I C E に対応可能な施設の不足などが課題としてあると考えております。一方、大阪は、その下のポテンシャルのところでございますが、大阪は幅広い産業集積や豊富な観光資源などのポテンシャルを有しているほか、関西の中心に位置する夢洲は、広大な用地の確保や非日常空間を創出できるロケーションなどのポテンシャルを有していると考えております。こうした大阪や夢洲のポテンシャルを最大限活かしまして、大阪を取り巻く状況や課題に対応するためには、何か新たな具体策が必要ではないかと考えております。そのため、大きなニーズや将来性があり、経済波及効果の大きい観光分野を基幹産業として位置づけ、国内外から人・モノ・投資を呼び込み、大阪・関西の持続的な経済成長につなげていきたいと考えております。

次に、3 ページをご覧ください。観光の基幹産業化に向けては、国内外からの集客力強化が不可欠であり、そのためには世界の厳しい都市間競争に打ち勝つ新たな国際観光拠点の形成により、都市魅力の向上を図るとともに、厳しい財政に鑑み、民間の知恵と工夫を最大限に活かすプロジェクトが効果的であると考えております。そうした観点から、民間の活力を活かした国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、地域経済の振興に寄与することが

期待される統合型リゾート、I Rを核として国際観光拠点の形成に取り組んでいきたいと考えております。

次に、4ページをご覧ください。これは本日の議論のたたき台でございますが、大阪がめざすI Rといたしましては、大阪・関西の持続的な経済成長のエンジンとなるI Rをめざしていきたいと考えております。そのためには、前回の推進会議でご意見をいただきました、世界中を魅了し、ビジネス客、ファミリー層を呼び込む世界最高水準のI Rでありますとか、50年、100年先を見据え、施設機能が更新され続ける成長型のI R、こういった視点を踏まえまして、大阪I Rの基本コンセプトにつきましては、世界最高水準の成長型I Rであると考えております。そのコンセプトのもとには、夢洲まちづくり構想案を踏まえまして、4つの柱を考えております。1つ目は、日本の伝統・文化・芸術、こういったものに加えまして大阪・関西らしいコンテンツの導入など、大阪・関西・日本観光の要となる独創性に富んだ国際的エンターテインメント拠点の形成を考えております。2つ目は、展示施設や会議場、ホテル等の一体的整備による使いやすさ世界ナンバーワンのM I C E拠点など、世界水準の競争力を備えたオールインワンM I C E拠点の形成を考えております。3つ目は、夢洲だけでしか体験できない非日常空間の創出など、世界に類を見ない魅力ある空間形成、最先端技術の活用によるスマートリゾートの実現を考えております。4つ目は、世界の先進事例を進化させた総合的な懸念事項対策を考えております。この4つの柱をもとに、本日の議論を踏まえまして、今後、具体的な取り組みの方向性を検討していきたいと考えております。

最後に、5ページをご覧ください。こうしたI Rの立地による大阪の将来像といたしましては、民間投資による大きな経済波及効果、雇用効果の創出、国内外からのビジネス客、ファミリー層の来訪者増加、観光・地域経済振興、滞在型観光の実現、M I C E拠点形成による国際競争力の向上、産業振興や新たな産業の創出などの実現を図っていきたいと考えております。そのためにも、I R立地を経済成長のエンジンとして経済活性化の好循環を図り、持続的な経済成長につなげてまいりたいと考えております。

簡単でございますが、説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○溝畑座長 ありがとうございました。

観光というものが成長戦略で、そこからエンジンということですが、特に4ページのところで私の心に刺さったのは、世界最高水準とありまして、50年、100年先を見据えて大阪の大きなランドデザインを描いていこうという思いを、我々委員として共有していかななくてはいけないと思っています。

私も関西の知事や経済界の皆さまとお話をしまして、この I R のプロジェクトは、単に大阪というのみならず、関西、西日本を引っ張っていく、東京一極集中に対して大きなエンジンとなることに対する期待感と、それから陸海空の交通体系は、2020年以降、大阪が国際都市として成熟していく中で、大局観を持ちながらこの I R と連携を取ることが重要だと思います。

それでは、ここは大事なところでございますので、ぜひ皆さまに自由に闊達にご意見をいただきたいと思います。まず、加賀委員、よろしく申し上げます。

○加賀委員 大阪 I R の基本コンセプトについてお話を伺いまして、今までのまちづくりや都市計画に加え、マネジメントまでどう考えていくかということが、最近とても大切になってきておりまして、そのあたりも踏まえて3点ほどお話しさせていただきたいと思います。

まず1点目が、デザインの考え方をどうするかというところです。夢洲は臨海部で、また大阪の中心部からも少し離れているといったような独自の立地特性を持っているというところを、最大限うまく生かしたような形のデザインを打っていくというのも一つあるのではないかなと思っております。

例えば、シンボリックやアイコニック、ランドマーク的なデザインと言いますが、有名なところではシドニーのオペラハウスのデザインです。どこからでもオペラハウスは見えるということで、都市の中でもそれがシンボルになるような、そういう位置付けのデザインを一つ考えていくというのがあるかと思います。

ただ、外観のデザインと空間内部のデザインというのは、また別で考えていけるということがありまして、内部は、今でしたらバーチャルリアリティーやミックスドリリアリティーなどいろいろな新しい I o T の技術等を使いまして、かなりいろいろな体験を空間内部でできるような、そういった試みもいろいろ考えられるのではないかと考えています。

そこで、大阪・関西・日本観光のベースとなるような体験ができるような形を考えていくということと、もう一つ、先程のデザインを考えていくうえで、主要動線からの見えがかりを考える必要があると思います。例えば、飛行機から関空や伊丹に降り立つ前に見える際の見えがかりや、客船からの見えがかり、あとは車や公共交通などからの見えがかりについて、ここに行ったら非日常の空間に埋没できるのだといったようなデザインを工夫するということもあるかと思います。

また、I R というのはかなりいろいろな機能を集積していくという側面がありますので、そのデザインがばらばらになるというのも、上海など中国の景観ではそのような景観もあり

ますが、今回はいろいろトータルに進めていけるといふようなところがありますので、トータルなデザインのマネジメントを併せて行っていく必要があるのではないかなと思っています。

2点目が、I o Tを活用したデザインを広く行っていくというところがあるかと思ひます。その意味では、情報インフラとしてW i - F iなどをベースにして、この地域に入つた人達をみんなW i - F iにつないで、そしてそこでいろいろな情報サービスを受けて、そしてまた自分の情報も管理者側に通知して、先程のギャンブル依存症対策などでもありましたようなシステムにもうまく連動できるような、そのような形のサービス提供というのを夢洲全体で考えていくというのがあると思ひます。

これが、デザインしたものの中で、どうやって人がそこで活動できるかというエリアマネジメントにつながっていくような考え方になるかと思ひます。人の行動データをベースにして、その人の活動に誘発するような、例えばショップやいろいろな施設からのいろいろ案内であったり、ここは空いていますといったナビゲーションまでできるようなガイド情報などを提供するといったような、この夢洲ならではのサービス提供を行うことを考えていくというのがあります。そういうところで、最先端技術を使つていただくというようなこともあると思ひます。

3点目が、今までの資料の中でも、利用者を考えた機能計画ということで、ここのコンセプトでもビジネス客やファミリー層を呼び込むというところがございますが、例えばそういう方を呼び込むためにどのような機能が要るか、その人達が半日、1日、そして数日、中長期滞在するということを考えましたら、どのような機能が必要かということを決きほぐしながら、現在の必要な機能計画を考えていく必要もあると思ひます。

また、それこそ将来的には3,000万人の集客を考えているということでしたら、先程のビジネス客、ファミリー層以外の、例えば元気のいい大阪のおばちゃんじゃないですが、そういう女性方が今、昼食で高いレストランに行つていますけれども、それだけではなくて、それこそI Rで楽しみながら、その時間を有効に使うような、そのような新しいターゲットというようにも考えられるのではないかとと思ひております。

最後に、資料に対するコメントですが、4ページ目についてです。4つの柱というところで、①として国際的エンターテイメント拠点の形成というところがございますけれども、拠点の形成もすごく重要だと思ひますし、また、日本国内の集客をして、そしてそこからまたプッシュアウトしていくという位置付けの地域になるということを考えましたら、そのよう

なプッシュアウトできるような、ある程度滞在していただいてプッシュアウトしてまたここに戻ってきてもらうなど、そのような拠点としても形成していくといったような文言を、この柱の中に追加するなり、何か文言を足していただくというようなこともよいかと思いました。

以上です。

○溝畑座長 ありがとうございます。宮城委員、どうぞ。

○宮城委員 この基本コンセプトについてなんですけれども、私も加賀委員のまねをしまして3点あります。

1点目は、またいつも懸念から始めて申しわけないですけれども、懸念対策のところですが、この基本コンセプトのところ4ページ、4つの柱の中の④で世界の先進事例を進化させた総合的な懸念事項対策、これがしっかり入っていると思っています。そのうえで、この懸念対策の結果、大阪がどのように良くなるのかということも、きちんと5ページ以下に記載していただくことが必要あると思います。表現にこだわるわけではないですが、例えばI R立地による大阪の将来像の中で、最小化されたギャンブル依存と良好な治安の達成であったり、要するにその4つの柱の④で書いた懸念事項対策が取られた結果として、大阪がどのような姿になるのかと、経済面だけでなくそのところの姿も書いていただければと思っています。

それから2点目は、これはもう基本コンセプトに入るのかは分かりませんが、やはり懸念対策と並んで、I Rによる大阪の経済的価値の向上について、本当につながるのかという懸念もあります。その意味で、先程、座長が言われたように長い目を見て、世界最高水準の成長型I Rというのは、その懸念に対する一つの答えでもあるのかなと私も感じた次第であります。ただ一方で、撤退の時にどうするのかとかいう撤退条件の明確化ということも必要なのかもしれないなと思っています。さらには、これは法律的な話なのかは分かりませんが、I Rの経済的価値を高めるためには、正直申し上げて、I R事業者の事業計画の策定や評価に、行政だけでなく経済界も関与できる仕組みというのが設けられないのかなと。これは法律的な本当は要望なのか、それとも大阪独自の話になるのか分かりませんが、やはりI Rができて大阪がどうなるというのは自動的になるものではないと思いますので、我々もいろいろな協力もあるであろうし、意見もあるであろうし、懸念もあるであろうし、したがって、そういうI R事業者の事業計画の策定とかあるいは結果としての評価に対して、経済界も関与できないか、そのような仕組みをどう作るのかというのがあると思っています。

それから3番目は、入場料や納付金の話になりますが、文化や歴史の振興ということになるのだとは思っていますけれども、I Rの中ではそういうものを使って中小企業振興も図っているという例もあると聞いています。したがって、地域経済の発展に波及させるため、いろいろな振興施策にも使えるように考えていただきたいと思います。また、地域経済との共存共栄を考えると、I R事業者の地元調達率や中小企業調達率という考え方を導入されてもいいのかなど。これも海外でそういう事例もあると聞いていますので、そういう地元経済との共存共栄という仕組みをどのように作っていくのか。それから調達率という仕組みがいいのかあるいは地元企業との商談という仕組みという形になるのかは私もちよっと定かではないですけれども、そういう点を考えて盛り込んでいただければなと思っています。

以上です。

○廣瀬委員 この基本コンセプトについて、これまでいろいろな計画に基本コンセプトは出てきたと思いますが、それによって大阪は変わったのか、良くなったのかというと、少し辛いものがあるわけです。今回のこの計画で本当に我々がわくわくして、本当にこれで関西が良くなって素晴らしいものになるのかというと、この基本コンセプトからは残念ながらそういうにおいがしないのではないかなと思います。もっとキャラ立てていただけないかなと思います。

例えば、観光が基幹産業というのは、先進国ではあり得ないと思います。もっと他の産業を育てていかないとだめで、そのためにここで何をするのかというのをしっかり打ち出していくことが大事ではないでしょうか。同友会では健康や医療などの産業にしっかり結びつけるべきだという提言をしていますけれども、一つ何かそういうキャラを持つべきです。それと先程I o Tというお話が出ていましたが、これはもう世界中が取り組んでいる話で、こんなものでは世界に勝てない。100年先を考えるのであれば、もっと別の、今起こっている世界の胎動みたいなものをきちんと書かないと、いつまでもたっても田舎の地方が世界に向かって何か遠吠えしているような感じになってしまうので、もっとそこは世界の胎動、デジタル革命の動向などを見据えていただけないかなと思います。

それと夢洲全体のことが全く書かれていない。先程誘致の話もいたしましたけれども、やっぱり夢洲が持っているポテンシャルをどう生かすのが重要。これは西日本や全国の観光にも関わってくる話です。そういうところも言っていないと、50年や100年だったら少し足りないのではないかなという気はいたします。したがって、時間がないかもしれませんが、もっとわくわくするものにしていただけないかなということです。

それと、もうお話しする機会がないと思うのでつけ加えますが、政府に対する要望で第4回の推進会議の3ページのところで、カジノ施設の規模の上限というのがあり、これは絶対値にはめるといって話になっていますけれども、これだと例えば大阪だったらやたら小さく、長崎だったらやたら大きなものができかねないので、できれば全体のIRの規模に合わせたパーセンテージなどを要望としては出していくべきではないのかなと思います。

○溝畑座長 今の廣瀬委員の指摘につきまして、夢洲については、夢洲のポテンシャルを最大限に活かすということをございますので、当然そういうことを議論したことを前提にこれを打ち出していると思います。ここに書かれていることは、確かに皆さまからわくわく感がないかもしれませんが、少なくともIR推進局ができてから、この経済界、メディアの方を含めてこれが百年の計で議論すべきと言わせていただいています。IRの議論をする際は、IR推進局をはじめ、我々も含めて、50年、100年先のグランドデザインを描きながら議論していくべきであると。例えば関空など、陸海空の交通体系を展望しながらオール大阪で議論していく、この文言だけでは伝わらない思いがあるかもしれませんが、これはぜひ皆さまと一緒に、どうやってビルドアップしていくかという視点に立って議論をしていただきたいなと思います。

それから、先程、経済界の皆さまの評価をしっかりと入れていく、そしてまた連携していくということが出ていましたが、これは当然のことをございますので、実はこの基本構想は議会でも議論を行うということをございますので、当然、府民・市民、議会の皆さまの同意が前提になっており、IR推進局でもそれを踏まえて今後の手続を踏んでいくことになると思います。

ただ、ここに書かれている意味は、確かに少し言葉足らずはあるかもしれませんが、このオールインワンMICE拠点形成というところも、かなり突っ込んだ議論を皆さまに、世界の動きや国内の動きを見据えて説明をこれからしっかりしていきたいと思っておりますので、府民・市民セミナーをぜひ聞きに来ていただきまして、こういった議論のキャッチボールをしっかりとやりながら、皆さまと議論していきたいと思っております。先程、宮城委員、廣瀬委員からお言葉をいただきましたが、十分我々はそうしたことを踏まえて進めていきたいと思っておりますので、その点ご理解いただきたいと思っております。

坂本局長からも補足をお願いします。

○坂本局長 宮城委員からも4つの柱の④の懸念事項対策について、いろいろご指摘いただきましたが、基本的にこの4つの柱について、本日いただいた議論等を参考にこれを更にブ

ブレークダウンしたような形のもの整理していく必要があると思っております。その中では、先程出ていましたが、様々な懸念事項に対してこれを最小限に抑制していくという観点で、万全の構えで臨んでいくというようなことも含めて、しっかりと対応策について書き込んでいきたいと思っております。

加賀委員からは、特にランドマークになるような建物やI o T等を活用した情報サービスの提供といったご指摘もございましたけれども、それにつきましては、この4つの柱の③の世界に類を見ない魅力ある空間形成、最先端技術、例えばI o Tあるいはビッグデータを活用したような、これは井上委員からも依存症の面でご指摘がございましたが、そういったスマートリゾートの実現といったことで、更にブレークダウンして整備をしていきたいと考えてございます。また、プッシュアウト、いわゆる観光客を送り出す機能についても、政府の考え方で大きな柱の一つに位置付けられてございますので、私どもとしましては、関西、そして西日本の観光のハブになるように位置付けをしっかりとしていきたいと考えてございます。

宮城委員からは、地域経済との連携というご指摘がございましたが、こういう会議を通じてしっかりと議論を深めるとともに、地域経済の振興がこのI Rの大きな目的の一つになってございますので、どういう形で連携していくのか、その可能性についてはしっかりと検討を進めていく必要があると思っております。

廣瀬委員からは、健康、医療の視点からご指摘がございましたが、夢洲まちづくり構想の中では医療水準も含めてこの辺の言及もございますので、当然意識をして、ブレークダウンの中では整理していく必要があると思います。最後に、カジノの面積の上限のご指摘もございましたが、確かにそれも一つの要素ではありますが、今後、国でいろいろと制度設計がされる中で、納付金、入場料の水準や、様々な入場規制のあり方なども、トータルで事業者の経営に当然関わってくると思いますので、そういったトータルの観点で、私どもの要望、意見の3点目にありますとおり、世界最高水準のI Rとするために全体の施設規模、収益性などを考慮した制度設計ができるよう国にお願いしているところです。

以上でございます。

○溝畑座長 勝見委員、どうぞ。

○勝見委員 いろいろとお話ししたい点はありますけれども、時間もないですし、本当はわくわくする議論をしたいのですが、少し現実的な話を1点だけ。

今、政府において話をされているI R推進会議もそうですし、多分大阪もこのI Rの基本

コンセプトの後に議論することだと思いますが、何が欠けているかというターゲット設定です。誰が入れて誰が入れないのか、これがなしに制度設計はあり得ないわけです。特に、非ゲーミングの部分は置いておいて、ゲーミングに関しては、誰が入場できて誰ができないかというターゲティングがあって初めて制度設計があるべきです。例えば、シンガポールはインバウンドの海外から来るお客さんは入場料も取らずにフリーに入れるわけです。でも国内人は制限している。国内人、誰を制限しているのかという話です。一般的には100ドルの入場料を取っているのですが、それ以上を払える人となっていますが、一方で、税制の問題があり、要するに事業者に対しては10万ドル以上のデポジットをする人に対する課税は5%、それ以外はマスとして15%でやっている。ですから10万ドル以上持ってくる超金持ちの人達に対する営業は、どんどんサービスもしてやれるように、要するに減税しているわけです。そういったターゲティングに対する設計があって、初めてそういういろいろな税制などの制度ができていくわけです。

そこに関するものを議論していくためには、まず大阪がどんな人に入って欲しくて、どんな人に入って欲しくないのかということを確認していった上で、政府に対して税率はこうです、入場料はこうですということを意見していかないと、ただ単純に制限だけのいわゆる外形的な話だけをしていても何の意味もない。そもそもビジネスですから、どこにターゲティングしていくかということをしごく重視して議論すべきではないかというものがあっています。今、そのあたりが政府においても欠けているので、少し危機感を持っています。なので、ぜひこの後のIR基本コンセプトの中では、大阪としてはそうしたターゲティングも入れたうえで、政府要望していくというのが順序かなという気がしています。

○溝畑座長 ありがとうございます。

勝見委員が言ったことは、実をいいますと、大阪観光局の今後のインバウンド施策と密接にかぶるところでありまして、アジア、東アジア4カ国を中心にある程度富裕層にターゲットを絞りながら、欧米の方にも少しずつ広げていくという戦略を、これはどちらかというところと東京とは違った大阪らしい独自の政策ですが、その中でどういうところをセグメントにしていくかというのは、確かに、それによっておそらく所得層やターゲットからエリアが違ってきますので、今後の大阪全体や関西全体の国際観光施策と密接に連携を取りながら、我々の大阪のIRをどうすべきかというところを、少ししっかりと掲げていきたいと思っています。

時間がそろそろすみません、本当に皆さまたくさん語っていただきましたが、最後にこれだけ言わせてという方がおられましたら、ご意見をいただきたいと思っています。

特にないようですので、本日はいろいろな角度からご意見をいただきました。特に依存症対策、それからこの体制は国の方針というのがありますが、我々としまして、先程、樋口委員や勝見委員からありましたけれども、きっちりとコンパクトにエリアが特定されている中で、大阪らしい総合的な抜本的な対策をきちっと打っていくということと、国の対策としっかり連携を取っていくということが必要です。依存症対策、治安対策については、事務局からは非常によくまとまった資料が出ておりますので、国の動向を含めてしっかりまとめていきたいと思います。また、国の動向につきましては、特に依存症対策、そして社会問題対策、とりわけ入場制限や、勝見委員が言いました入場者等に関わってくるような問題も出てまいりますので、要望やご意見等があれば、事務局までお願いしたいと思います。

皆さまどうもありがとうございました。

○司会 ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、第3回 I R 推進会議を閉会いたします。皆さま、どうもありがとうございました。

閉 会